

A I たまキャリア P R 動画制作業務委託 企画提案競技実施要項

A I たまキャリア P R 動画制作業務委託に係る企画提案競技の実施については、この実施要項に定めるとおりとする。

1 委託する業務の内容

「A I たまキャリア P R 動画制作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりにする。

2 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 1 3 日（金）まで

3 委託料

2, 6 3 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限金額とする。

4 参加資格

企画提案の参加資格は、次の（1）から（6）までの全てに該当する者とする。

- （1）物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（埼玉県告示第 8 3 3 号（令和 6 年 7 月 1 9 日））及び同要綱に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」において登録されている者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （3）埼玉県財務規則（昭和 3 9 年埼玉県規則第 1 8 号）第 9 1 条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- （4）会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- （5）本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- （6）本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

5 スケジュール（予定）

令和 7 年 8 月 2 0 日（水）

実施要項発表（HP 公開）

令和 7 年 8 月 2 7 日（水）正午

質問事項の受付期限

令和7年8月29日（金）午後5時	質問事項の回答
令和7年9月5日（金）午後5時	企画提案競技参加希望書の提出期限
令和7年9月10日（水）午後5時	企画提案書等の提出締切
令和7年9月12日（金）までに通知	企画提案審査（第一次：書類審査） ※ 応募者が4者以上の場合のみ実施
令和7年9月18日（木）	企画提案審査（第2次：プレゼン審査） ※ 第一次審査通過者に対し実施
令和7年9月22日（月）	委託先候補者選定結果の通知

6 質問事項の受付及び回答

この実施要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

様式1「AIたまキャリア動画制作業務委託に係る企画提案競技実施要項の内容等に関する質問書」に記入の上、電子メールにより提出すること。提出後、電話で到達確認をすること。

電話等による質問には簡易なものを除き応じない。

※連絡先

埼玉県産業労働部就業支援課 若年者支援担当宛て
電子メールアドレス a4510-08@pref.saitama.lg.jp
電話：048-830-4538（直通）

(2) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った法人名等を伏せた上で県ホームページ上に公開する。

(3) 受付期限等

受付期限：令和7年8月27日（水）正午まで
回答公開：令和7年8月29日（金）午後5時

7 企画提案競技参加希望書の提出

企画提案競技への参加を希望する場合は、様式2「AIたまキャリアPR動画制作業務委託に係る企画提案競技参加希望書」を提出すること。提出後、電話で到達確認をすること。

(1) 提出方法

電子メールアドレスによる送信

(2) 提出先

埼玉県産業労働部就業支援課 若年者支援担当宛て
電子メールアドレス a4510-08@pref.saitama.lg.jp
電話：048-830-4538（直通）

(3) 提出期限

令和7年9月5日（金）正午必着

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案に当たっては、以下の書類を PDF ファイルで提出する。

ア 企画提案書

仕様書に基づき作成する。

なお、様式は任意とするが、A4判横（両面）、ページ番号を付与して提出すること。

イ 委託料見積書

(ア) 「3 委託料」に掲げる上限金額（消費税及び地方消費税を含んだ額）の範囲内で作成し、その合計額（委託料総額）を明記する。様式は任意とする。

(イ) 上記（ア）の経費内訳表の作成に当たっては、人件費、交通費、報償費、通信費、消耗品費、その他一般経費等の経費区分が分かるものとし、その性質上「一式」以外で計上できないものを除き、全て単価を計上する。

(ウ) 宛名は「埼玉県知事 大野元裕」宛とし、代表者印の押印は不要。

ウ 法人・団体の概要が分かるもの（設立趣旨、事業内容のパンフレット等）

エ 類似業務実績調書（様式3）

オ 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書（提案日前3か月以内に発行されたもの）又はこれに準ずる書類

カ 決算関係書類（過去1年分の貸借対照表及び資金収支計算書又はこれに準ずる書類）

キ 『実施要項の「4参加資格」の（1）から（6）までの全てに該当する旨の誓約書』（様式4）

(2) 企画提案書等の提出部数及び提出方法等

ア 提出方法

7の到達確認後、当課から電子メールで送信する「SECURE DELIVER【引き取り便】」（ファイル送受信システム）に記載の URL に企画提案書等の PDF ファイルをアップロードすること。

なお、「SECURE DELIVER【引き取り便】」に企画提案書等をアップロードしたら、その旨を当課担当宛てに電話連絡すること。

※連絡先

埼玉県産業労働部就業支援課 若年者支援担当

電話番号：048-830-4538（直通）

イ 提出期限

令和7年9月10日（水）17時必着

ウ その他

(ア) 企画提案書等の提出は1者につき1提案に限る。

(イ) 企画提案書等は提出後、その内容を変更することはできない。

(ウ) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。

ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合はこの限りでない。

(エ) 企画提案書等の作成及び提出に係る経費は、提案者の負担とする。

- (オ) 提出された参加申請に係るすべての書類について返却しない。
- (カ) 企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。

(3) 企画提案書の記載事項（企画提案の内容）

仕様書に記載した事項を踏まえ、次の項目について提案を行う。

なお、企画提案書の作成に当たっては、仕様書の内容に加え、独自に提案した部分分かるように記述する。

ア 基本方針

仕様書に示す目的及び目標を達成するため、重要と考える点を簡潔かつ具体的に記述すること。

イ 提案内容

下記事項を中心に、若者に効果的に訴求する業務実施方法について具体的に提案する。

(ア) 動画の構成案

(イ) イメージ画像や絵コンテ等デザイン案

(ロ) 動画掲出に効果的な媒体の提案と各媒体に適した設計案

(ハ) プロモーション手法（任意）

ウ 運営・実施体制

本業務の実施体制（事業を実施するに当たっての人数、各スタッフの職務内容、具体的な人員配置）を記述する。

エ 実施スケジュール

契約締結後の動画完成までのスケジュールを具体的に記述する。

9 委託先候補者の決定方法

- (1) 審査方法契約先候補者（以下「候補者」という。）の選定に当たっては、企画提案書等を提出した者が5者以上であった場合は、第1次審査（書類審査）を行い、第2次審査（プレゼンテーション審査）に進む4者を選定する。企画提案書等を提出した者が4者以下であった場合は、第1次審査（書類審査）は行わない。

なお、企画提案書等を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を候補者として選定する。

- (2) 第1次審査（書類審査）

応募者が5者以上の場合は企画提案書及びその他提出書類による第1次審査を実施し、第1次審査を通過した者のみプレゼンテーション審査を行う。第1次審査の結果（未実施の場合も含む）は、応募者全員に電子メールで通知する。

- (3) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

選定委員会が提案内容を総合的に審査し、最も評価点が高かった提案者を候補者として選定する。ただし、その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の者を候補者

として選定する。

10 選定委員会の開催

(1) 日程

令和7年9月18日(木)午前

詳細については、参加者に電子メール等で連絡する。

(2) 内容

「8 企画提案書等の提出(1)提出書類」で示した書類に基づく提案内容のプレゼンテーション及び質疑応答。

(3) プレゼンテーション時間

1者当たり20分以内(プレゼンテーション10分・質疑応答10分)とする。

(4) 出席者

1者につき3名以内とする。

(5) 審査項目

審査項目は、おおむね次のとおりとする。

ア 基本方針

業務の目的を理解した適切な基本方針を示しているか

イ 提案内容

(7) 動画の構成案

「AIたまキャリア」の魅力や利便性をPRする内容か
10代から20代前半の若者をターゲットにした内容か
今までにない斬新なアイデアを盛り込んだ内容か

(イ) イメージ画像や絵コンテ等デザイン案

若者の関心を引くことができる面白味のある内容か
若者のトレンドに合わせつつ、通年で公開できる内容か

(ウ) 動画掲出に効果的な媒体の提案と各媒体に適した設計案

若者がよく利用する媒体で広報効果が見込める内容か
HPやウェブ広告で活用しやすい内容か
YouTubeや各種SNS等で活用しやすい内容か

(エ) プロモーション手法(任意)

成果物である動画を使った効果的な広告手法について提案があるか

ウ 運営・実施体制

(7) 事業責任者の人選、各工程(構成、撮影、編集、著作権等)の実施に係る人員体制は十分か。

(イ) 事業執行の進捗を適切に管理できる体制となっているか。

エ 見積額

事業内容に対して見積額が適正か

オ 類似業務実績

国、地方公共団体、民間企業等において類似業務の実績があるか

(6) 選定結果の通知

提案者に対し、令和7年9月22日(月)文書で通知する。
なお、審査及び審査結果についての問合せには応じない。

11 契約の相手方の決定方法

- (1) 業務内容に関する細目事項について、提案された内容を加えるなど委託先候補者と県の間で協議の上、業務委託契約書を締結する。
- (2) 委託先候補者と協議が調わない場合や、契約締結までの間に委託先候補者に事故のある場合等委託先候補者としての資格要件を失った時は、委託先候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、委託先選定委員会において評価点が2番目に高かった者を新たに委託先候補者として協議を行う。
- (3) 企画提案競技において、不正が行われた事実が明らかになった時は、県は企画提案競技の決定を取り消す。
- (4) 緊急等やむを得ない理由等により、当該企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。
- (5) 協議が調った場合は、委託候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

12 企画提案者等の情報公開

契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報を公表する場合がある。

また、情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案者の企画提案書等の書類の情報公開を行う場合がある。

13 問い合わせ先

埼玉県産業労働部就業支援課

障害者・若年者支援担当 杉山、佐藤

(電話) 048-830-4538

(メールアドレス) a4510-08@pref.saitama.lg.jp